

（提出先）足立区長

**足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付申請書（防犯設備の設置）**

足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金について、足立区防犯対策に係る防犯設備の設置及び物品購入補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。あわせて、【誓約書】の内容を確認し、その内容に誓約します。

**記**

申請日	年 月 日		
ふりがな			
氏名			
住所	足立区 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 自己所有以外（必要に応じて所有者の同意を得てください。）		
電話番号			
補助対象物品番号※1		補助金交付申請額※2、3	円

※1 支払額は裏面に記入

※2 当該年度の初回申請に限り、支払額から、別紙1の1の項から18の項までの支払額を合算した額（以下「合算額」という。）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が2万円を超えるときは、2万円）。以下「加算額」という。）に当該支払額を合計額で除して得た率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を、控除して得た額に、補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額（その額が補助上限額を超えるときは、当該補助上限額））+加算額

※3 上記2以外の申請の場合は、支払額に補助率を乗じた補助上限額以内の額（100円未満切り捨て）

**【添付書類】**

- 1 領収書の写し（申請者の氏名、領収書の発行者名、防犯設備の製品名（型番）、設置工事等の内容、その施工日又は購入日、支払金額（税込み）、領収年月日等が記載されたもの）
- 2 申請者の本人確認書類（氏名、住所及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
- 3 施工後又は設置後の写真
- 4 防犯カメラを設置する場合にあっては、当該防犯カメラの性能が確認できるカタログの写し、設置箇所が確認できる住宅全体の写真
- 5 防犯フィルム又は防犯ガラスを設置する場合にあっては、当該防犯フィルム又は防犯ガラスの性能が確認できるカタログの写し
- 6 録画機能付きインターホンの取付け又は交換をする場合にあつては、当該録画機能が動画又は静止画（準動画を含む。）のいずれであるかを確認できるカタログの写し及びSDカード等を挿入している写真（SDカード等を挿入することにより動画による録画ができる機能を有するものに限る。）
- 7 その他区長が必要と認めた書類

**【裏面あり】**

以上

## 【裏面】

## 別紙 1

番号	補助対象	支払額	補助率	補助上限額	
<b>侵入盗対策</b>					
1	防犯カメラの設置 注1		2/3	40,000円	
2	インターホン連携型防犯カメラ 注1			20,000円	
3	ダミーカメラ 注1			1,500円	
4	防犯ガラスの取付け又は交換 ※ 中間膜が挟み込まれたガラス、強化ガラス、合わせガラス等に限る（網入りガラスは除く。）。		2/3	66,600円	
5	防犯性能の高い玄関錠の取付け又は交換 ※ ディンプルキー、電子錠及び指紋認証錠に限る。			33,300円	
6	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークあり）			20,000円	
7	防犯フィルムの取付け又は交換（CPマークなし） ※ 厚みが350ミクロン以上かつ素材がポリカーボネート等の耐衝撃性・耐久性に優れているものに限る。			2,000円	
8	面格子の取付け又は交換			20,000円	
9	センサーライトの設置			6,600円	
10	ガラス破壊センサーの取付け又は交換			2,000円	
11	センサー付きアラームの取付け又は交換			2,000円	
12	防犯砂利			2,000円	
13	玄関補助錠の取付け又は交換			1,300円	
14	窓への補助錠の取付け又は交換			1,300円	
15	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 注3			3/4	75,000円
16	録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換 注3				30,000円
17	録画（動画）機能付きインターホンの取付け又は交換			2/3	60,000円
18	録画（静止画・準動画）機能付きインターホンの取付け又は交換		25,000円		
<b>特殊詐欺対策 注3</b>					
19	ナンバー・ディスプレイ対応電話機		3/4	7,500円	

注1 侵入者が容易に認識できる形状であり野外に設置したものに限る。

注2 4～18については、当該年度内にそれぞれ2項目までを対象とする。

注3 65歳以上の者が属する者が居住する住宅に設置したものに限る。

注4 項目数の上限は、世帯を単位として計算する。

注5 項目ごとに個数の上限は設けず、合算した額を支払額とする。ただし、15～19については、1項目につき1品までを対象とする。